

# 2018 年度全日本学生ヨット個人選手権北海道予選

共同主催 北海道学生ヨット連盟 北海道セーリング連盟小樽セーリング協会  
 会場 小樽市祝津ヨットハーバー沖  
 大会期日 2018年7月21日(土)~2018年7月22日(日)

## 帆走指示書(Sailing Instructions)

### 1 適用規則

- 1.1 本大会は、『セーリング競技規則 2017-2020』（以下『規則』と表記）に定義された規則を適用する。
- 1.2 規則 42 違反に対し付則 P を適用する。
- 1.3 国際スナイプ級について、SCIRA 規則の『国内選手権および国際選手権大会運営のための運営規則』は同規定 9.1 に定められたレースを行う最大風速に関する規程を除き、適用しない。
- 1.4 本大会の全ての規則を決定するのは次の通りとする。
- 1.4.1 [DP]は、その規則の違反に対するペナルティーを、プロテスト委員会の裁量により失格より軽減することができることを意味する。
- 1.4.2 [SP]は、レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する。標準ペナルティーを課された艇の得点略語は STP とする。これは規則 A11 を変更している。
- 1.4.3 [NP]は、この規則の違反は艇からの抗議の根拠とはならないことを意味する。これは規則 60.1(a)を変更している。

### 2 競技者・支援者への通告

- 2.1 競技者または支援者への通告は、ハウス 1 階に設置された公式掲示板に掲示される。

### 3 帆走指示書の変更

- 3.1 帆走指示書(以下『指示』という)の変更は、それが発効する当日の 08:00 までに掲示される。ただし、レース日程の変更は、前日の 18:30 までに掲示される。

### 4 陸上で発する信号 [NP]

- 4.1 陸上で発する信号は、ハウス 2 階ポールに掲げられる。
- 4.2 艇は音響信号 1 声とともに掲揚される D 旗が陸上で発せられるより前に出艇をしてはならない。予告信号は予定された予告信号掲揚時刻、または D 旗が掲揚されてから 30 分以前に発せられることはない。[DP]

### 5 レース日程

- 5.1 レース日程と予定レース数

予定されるレース日程と 1 日当たりのレース数は次の通りとする。

	国際 470 級	国際スナイプ級
7月21日(土)	5レース	5レース
7月22日(日)	3レース	3レース
合計レース数	8レース	8レース

5.2 大会計測は 6 月 23 日(土)・24 日(日)に行う。

5.3 それぞれの日程の最初の予告時刻は以下のとおりである。

5 月 26 日(土)：最初のクラスの予告信号予定掲揚時刻：10:00。次のクラスはそれに引き続く。

5 月 27 日(日)：最初のクラスの予告信号予定掲揚時刻：09:30。次のクラスはそれに引き続く。

5.4 1 つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを注意喚起するために、予告信号を発する少なくとも 5 分以前に音響信号 1 声とともにスタート信号船に『オレンジ色のスタート・ライン旗』を掲揚する。

5.5 最終日は 13:30 を超えて予告信号が発せられることはない。

5.6 7 月 21 日、22 日ともに 08:20 に主催団体・競技者・監督・コーチによるブリーフィングを行う。

## 6 クラス旗

6.1 クラス旗は次の通りとする。

クラス	旗
国際 470 級	470 クラスの記章が記載された旗
国際スナイプ級	スナイプクラスの記章が記載された旗

## 7 レース海面

7.1 【添付図 A】に、レース海面の位置を示す。天候等の理由により、レースエリアから外れたエリアでレースをする場合がある。これは救済の根拠とはならない。規則 62.1(a)を変更している。

## 8 コース

8.1 【添付図 B】の見取り図には、コースを示す文字、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

8.2 予告信号以前に、スタート信号船に帆走すべきコースを示す文字、及び最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

## 9 マーク

9.1 マーク 1,2,3,4 はオレンジ色の三角形のブイとする。

9.2 スタート・マークは、スターボード端にあるスタート信号船と以下のいずれかとする。

(a) ボート端にあるオレンジ色の樽

(b) ボート端にあるレース委員会船

9.3 フィニッシュ・マークは、フィニッシュ・ライン上にある青色旗を掲揚しているレース委員会船とオレンジ色の樽とする。

9.4 指示 11 に規定する新しいマークは、黄色の円筒形ブイまたはピンク色の円筒形ブイとする。

## 10 スタート

10.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上でオレンジ色旗を掲揚しているポールと次のいずれかの間とする。

(a) ボート端にあるオレンジ色の樽

(b) ボート端にあるレース委員会船上でオレンジ色旗を掲揚しているポール

10.2 スタート信号の 4 分以降にスタートする艇は、審問なしにスタートしなかった「DNS」と記録される。これは規則 A4、規則 A5 を変更している。

10.3 規則 30.4 に基づくレース委員会による掲示は、スタート信号船後部に設けられる掲示板にて行われる。

## 11 コースの次のレグの変更

11.1 コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、(a)新しいマークを設置、(b)フィニッシュ・ラインの移動、または(c)風下のゲートマークを移動する。新しいマークを設置した場合、可能な限り速やかに元のマークを除去する。その後のレグを変更するために新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

## 12 フィニッシュ

12.1 フィニッシュ・ラインは、レース委員会船上で青色旗を掲揚しているポールと、オレンジ色の樽の間とする。

## 13 ペナルティー方式

13.1 RRS42 の違反に対し、付則 P が適用される。

13.2 RRS44.1、44.2 に基づきペナルティを履行した艇は、抗議締め切り時刻前に陸上本部の所定用紙に記入し、提出しなければならない。

## 14 タイム・リミットとターゲット・タイム

14.1 タイム・リミットとターゲット・タイムは次の通りとする。

クラス	タイム・リミット	第 1 マークのタイム・リミット	ターゲット・タイム
国際 470 級	75 分	15 分	40 分
国際スナイブ級	80 分	15 分	45 分

ターゲット・タイム通りにならなくても救済の根拠とはならない。これは規則 62.1 (a) を変更している

14.2 先頭艇が規則 28.1 に従いコースを帆走してタイム・リミット内にフィニッシュ後 10 分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった (DNF)』として記録される。この項は規則 35、及び規則 A4、規則 A5 を変更している。

## 15 抗議と救済要求 [DP][NP]

15.1 抗議書はレース・オフィスで入手できる。抗議、救済要求、審問の再開要求は、適切な時間内にレース・オフィスに提出されなければならない。

15.2 抗議締め切り時刻は、その日の当該クラスの最終レース終了後、または本日これ以上レースを行わないという信号をレース委員会が発した後、どちらか遅い方から 60 分とする。この時刻は公式掲示板に掲示される。

15.3 レース委員会、テクニカル委員会又はプロテスト委員会からの抗議を規則 61.1 (b) に基づき被抗議艇に伝えるために、当該委員会は抗議の通告を掲示する。

15.4 審問の場所及び時刻、抗議の当事者、又は証人として指名されたものを競技者または支援者に知らせるため、抗議締め切り時刻後 20 分以内に通告を掲示する。

15.5 指示 1.2 に基づき、規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、掲示される。

15.6 審問の順序及び待機場所

- (1) 審問は基本的に受付順に行う。
- (2) 当事者は、レース・オフィス前に待機していなければならない。

15.7 規則 77、付則 G は、艇からの抗議の根拠とはならない。この項は規則 60.1 (a) を変更している。

15.8 大会最終日では、審問の再開要求は、次の時間内に提出されなければならない。

- (1) 再開を要求している当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時刻まで。
- (2) 再開を要求している当事者が当日に判決を通告された後 20 分以内。

この項は規則 66 を変更している。

15.9 大会最終日では、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の通告から 20 分以内に提出されなければならない。この項は、規則 62.2 を変更している。

## 16 得点

16.1 大会の成立には、1 レースを完了することが必要である。

16.2 5 レース未満しか完了しなかった場合には、艇のシリーズの得点は、レースの得点の合計とする。

16.3 5 レース以上完了した場合、艇のシリーズの得点は最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。

16.4 規則 90.3 (b) に規定された以下の規則に基づく失格(「DNE」)に対する得点は、シリーズに参加した艇の数に 3 を加えた得点とする。これは規則 A4.2 を変更している。

- 規則 2
- 規則 30.4 の最終文
- 規則 69.2 (h) (2)

## 17 安全規定[NP] [SP]

17.1 出艇申告と帰着申告

- (1) 出艇しようとする競技者は、その日の 08:20 から出着艇申告所に出される『出艇申告書』にサインをしてから出艇しなければならない。
- (2) 帰着した競技者(レース委員会が正当な理由があると認めた場合その代理人)は帰着後速やかに出着艇申告所に出される『着艇申告書』に抗議締切時刻までにサインをしなければならない。

17.2 リタイアしようとする艇は、速やかにレース・エリアを離れリタイアの意思をレース委員会又はプロテスト委員会に可能な限り伝えなければならない。競技者は指示 17.1 (2) に従い帰着申告を行った後、速やかにレース・オフィスで入手できる『リタイア報告書』を提出しなければならない。

17.3 レース委員会又はプロテスト委員会は、艇が安全に帆走できないと判断した場合は、リタイアを勧告することができる。また、艇が緊急救助を必要とするような危険な状態だと判断した場合は、強制的に救助活動を行うことがある。この場合、艇からの救済の要求は認められない。これは規則 60.1 (b) を変更している。

17.4 競技者は、着替え等のための短時間の着脱を除き、出艇してから帰着するまでの間、適切な ライフジャケットを着用していなければならない。これは RRS 第 4 章前文を変更している。

## 18 乗員表・乗員変更届の提出及び乗員の交替 [NP][SP]

18.1 水上で乗員を交替する場合は、予告信号前にレース委員会信号艇に口頭で伝えなければならない。陸上で乗員を変更する場合は、陸上本部にその旨を口頭で伝えた後に出艇しなければならない。

18.2 国際470級、国際スナイプ級において1艇につき3名で登録しているすべての艇は、その日の帰着後、抗議締切時刻までに『乗員名簿・変更届』を陸上本部に提出しなければならない。

## 19 装備の交換 [NP][SP]

19.1 損傷または紛失した装備の交換は、テクニカル委員会の事前の承諾なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会にテクニカル委員会に『装備交換申請書』を提出した上で、行わなければならない。水上において装備を交換する場合は、スタート信号船にいるテクニカル委員にその旨を報告して、承諾を得た後、『装備交換申請書』を提出しなければならない。

19.2 国際470級のメインセールまたはスピネーカーの交換がテクニカル委員会に認められた場合にかぎり、メインセールとスピネーカーのセール番号は一致していなくても良い。これは規則G1.3(d)を変更している。

## 20 装備と計測のチェック[DP]

20.1 艇または装備は、クラス規則、公示および指示に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

20.2 水上で艇は、テクニカル委員会により、検査のために、直ちに指定したエリアに向かうことを指示されることがある。艇はこの指示に従わなければならない。

## 21 運営船

21.1 運営船の標識は、次の通りとする。

レース委員会	白地に黒文字で RC と書かれた旗を掲揚
プロテスト委員会	白地に赤字で JURY と書かれた旗を掲揚

## 22 支援艇 [NP] [DP]

22.1 支援艇を出艇させレースエリアに来る場合、レース日の8:20から、大会陸上本部に『支援艇出艇申告書』を提出しなければならない。

22.2 支援艇は、水上にいる間、レース・オフィスで貸与する緑色旗を目立つように掲揚しなければならない。

22.3 支援艇は、艇および運営船を妨げてはならない。また、レース中の艇に引き波の影響を与えてはならない。

22.4 支援者の乗艇している支援艇は、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻から、すべての艇がフィニッシュするかもしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。「艇がレースをしているエリア」とはレース委員会艇、スタート・ライン、フィニッシュ・ライン、マーク及び艇が帆走するであろう位置から距離100mのエリアである。(レースエリアは「添付図3」参照)

22.6 支援艇は、レース委員会およびプロテスト委員会の無線通信を傍受してはならない。

22.4 スタート信号船に『数字旗1』が音響1声とともに掲揚された場合、『支援艇は、レースをしているエリアを含む全エリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。』ということをする。

意味する。この信号はレース中であっても発せられることがある。この場合、指示 22.2 および指示 22.3 は適用しない。

## **23 無線通信**

23.1 緊急の場合を除き、艇は、レース中無線の送受信を行ってはならない。この制限は携帯電話にも適用する。

## **24 ごみの処分**

24.1 ごみはレース委員会船・プロテスト委員会船・支援艇・応援艇に渡してもよい。

## **25 賞**

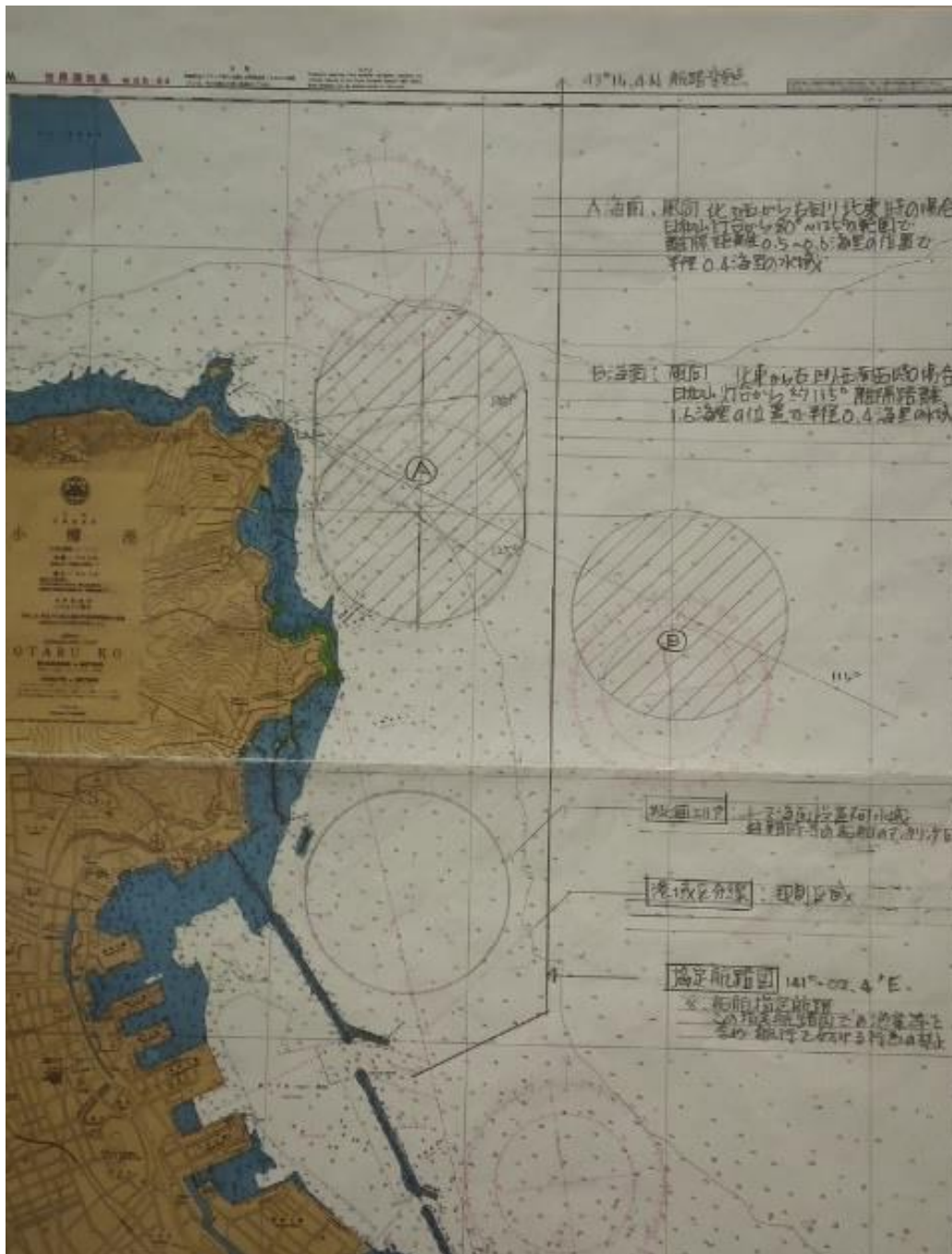
25.1 各クラスとも、第 1 位から第 3 位の選手に賞状を贈呈する。

## **26 責任の否認**

26.1 競技者は、完全に自己の責任でこのレガッタに参加する。規則 4「レースすることの決定」参照。

主催団体は、レガッタ前、レガッタ中またはレガッタ後と関連してこうむった物的損傷または人身傷害もしくは死亡に対するいかなる責任も負わない。

## 「添付図 1」 レース海面 小樽市 祝津沖

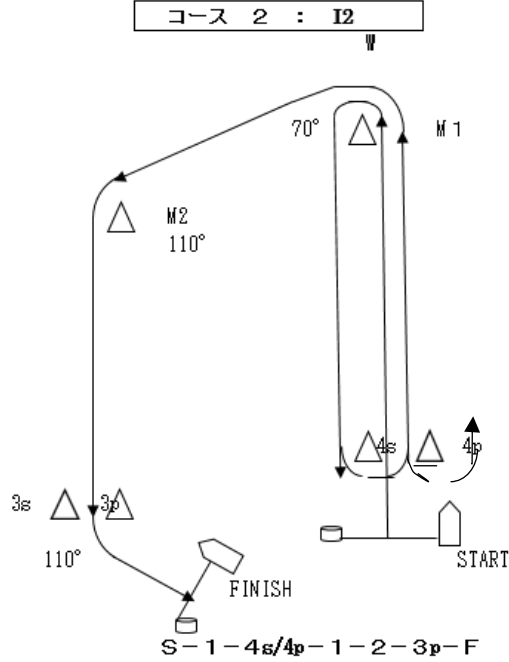
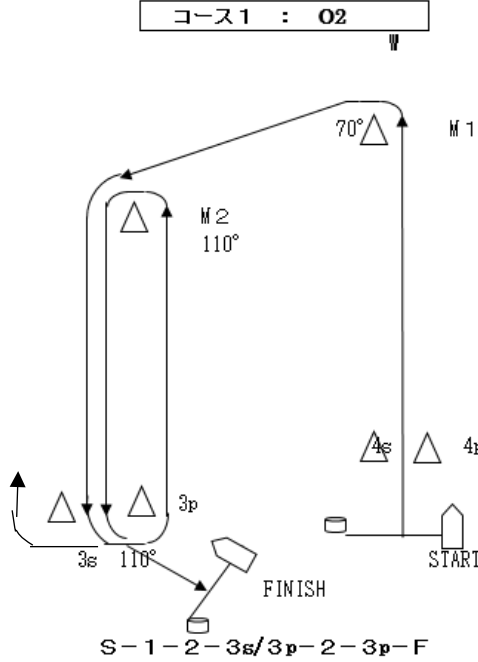


主要座標 緯度1度=緯度60分=60海里

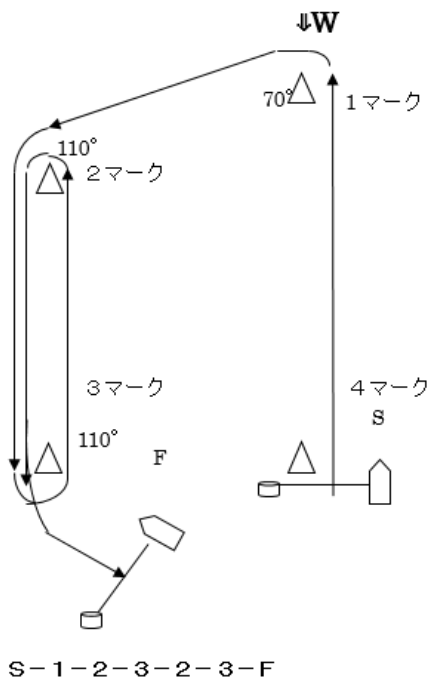
緯度1分=1海里(NM)=1.852KM

祝津沖水域	: 緯度 43° -13.0 N~43° -14.9 N	東経 141° -01.2 E~141° -03.7 E
海面 A	: 緯度 43° -13.6 N~43° -14.8 N	東経 141° -01.2 E~141° -02.3 E
同中心	: 緯度 43° -14.0 N~43° -14.4 N	東経 141° -01.7 E
海面 B	: 緯度 43° -13.2 N~43° -14.0 N	東経 141° -02.5 E~141° -03.7 E
同中心	: 緯度 43° -13.6 N	東経 141° -03.0 E
* 協定航路		東経 141° -02.4 E
ハーバー入口	: 緯度 43° -14.1 N	東経 141° -00.9 E

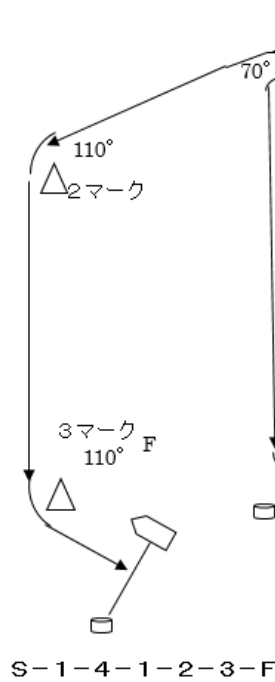
「添付図 2」 コース



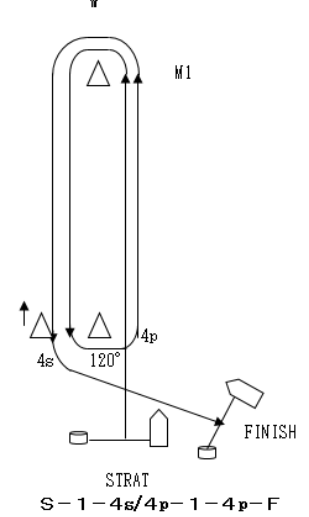
コース 3 : O1



コース 4 : I1



コース 5 : LR2



「添付図 3」 艇がレースをしているエリア



